

堺市公報 第218号	令和4年5月27日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>	
○堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
【総務局人事部労務課】	3
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	5
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	6
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	7
○堺市民芸術文化ホールの臨時休館日について	
【文化観光局文化部文化課】	8
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

る調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	10
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	11
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	12
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	37
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	37
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	38
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】	39
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】	40
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	
る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局中央図書館総務課】	41
＜上下水道局公告＞	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	42
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	44

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第42号

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「場合又は」を「場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 D e 愛	居宅介護	訪問介護本舗であい	大阪府堺市東区日置荘原寺町45番地10	令和4年5月1日
株式会社 D e 愛	重度訪問介護	訪問介護本舗であい	大阪府堺市東区日置荘原寺町45番地10	令和4年5月1日
優仁ウェルネス株式会社	居宅介護	ひなたヘルパーステーション	大阪府堺市中区小阪297番地1	令和4年5月1日
優仁ウェルネス株式会社	重度訪問介護	ひなたヘルパーステーション	大阪府堺市中区小阪297番地1	令和4年5月1日
MMR 泉 株式会社	就労継続支援（B型）	めぐみの作業所	大阪府堺市堺区香ヶ丘町二丁7番1号	令和4年5月1日
一般社団法人 このね	共同生活援助	グループホームこのね	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町二丁254	令和4年5月1日
一般社団法人 未来の扉	就労移行支援（一般型）	みらいのカタチ	大阪府堺市堺区大町東二丁1-17 2F	令和4年5月1日
株式会社 C O C O S	共同生活援助	ここハウス	大阪府堺市中区土師町五丁15-35 ヒルズ土師203	令和4年5月1日
株式会社 R I S E	就労継続支援（B型）	ライズ	大阪府堺市中区深井清水町3282番地 尾崎ビル1階	令和4年5月1日
株式会社 セルヴィス	居宅介護	エミュ御池台ヘルパーセンター	大阪府堺市南区御池台三丁1番4号	令和4年5月1日
合同会社 O Z	生活介護	マザーグース	大阪府堺市中区毛穴町24番地	令和4年5月1日
社会福祉法人 自立支援協会	生活介護	たまごハウス	大阪府堺市中区土師町二丁33番37号	令和4年5月1日
特定非営利活動法人 B a n d e	就労継続支援（B型）	N P O 法人 B a n d e	大阪府堺市堺区出島海岸通二丁9-13	令和4年5月1日
特定非営利活動法人 つなげよう福祉会	生活介護	スマイルランドひのき	大阪府堺市美原区北余部15番1	令和4年5月1日
特定非営利活動法人 レアレア	就労継続支援（B型）	第2作業所ホクレア	大阪府堺市中区東八田263番地5	令和4年5月1日

堺市告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 エル	計画相談支援	相談支援c o c o r o	大阪府堺市堺区浅香山町二丁2番9号	令和4年5月1日

堺市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 ス マイルアット	共同生活援助	スマイルハウス	大阪府堺市中区土師 町五丁15-35 ヒル ズ土師203	令和4年4月30日

株式会社 CLAN	居宅介護	訪問介護CLAN堺	大阪府堺市堺区海山町四丁167-5 メゾン海山町102号	令和4年4月30日
株式会社 ケアセンターつばめ	居宅介護	ヘルパーステーションつばめ	大阪府堺市南区片蔵1449番地343	令和4年4月30日
株式会社 ケアセンターつばめ	重度訪問介護	ヘルパーステーションつばめ	大阪府堺市南区片蔵1449番地343	令和4年4月30日
株式会社 ケアセンターつばめ	同行援護	ヘルパーステーションつばめ	大阪府堺市南区片蔵1449番地343	令和4年4月30日
特定非営利活動法人 レアレア	就労継続支援(B型)	作業所ホクレア(第2作業所ホクレア)	大阪府堺市中区東八田263番地5	令和4年4月30日

公 告

堺市公告第304号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市市民課事務総合システムサーバ等機器賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
市民人権局市民生活部戸籍住民課
堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 落札者を決定した日
令和4年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店
支店長 足立 孝之
大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
- 5 落札金額
¥2,911,700－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年3月11日

~~~~~

#### 堺市公告第305号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市市民課事務総合システム端末等機器賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
市民人権局市民生活部戸籍住民課  
堺市堺区南瓦町3番1号

## 3 落札者を決定した日

令和4年4月20日

## 4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店  
支店長 足立 孝之  
大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号

## 5 落札金額

¥1,828,750—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年3月11日

~~~~~

堺市公告第306号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

令和4年6月7日（火）

2 休館施設

堺市民芸術文化ホール（レストラン及び駐車場を含む。）

3 休館理由

施設の法定点検に伴う全館停電を実施するため。

~~~~~

## 堺市公告第307号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
介護保険システム運用保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局長寿社会部介護保険課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥50,550,060－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第308号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市保険年金電算システムに係るサーバ等機器賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年4月15日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店

支店長 和田 聡

大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31

5 落札金額

¥5,846,500－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年3月4日

~~~~~

堺市公告第309号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

保険年金電算システム運用保守業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

健康福祉局長寿社会部医療年金課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 関西支社

支社長 堀内 浩祐

大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥93,199,425－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第310号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
後期高齢者医療電算システム維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部医療年金課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥49,685,064－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

## 堺市公告第311号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第2号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年5月12日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)            |                        | 利用権を設定する農地 |       |          |           | 利用権を設定する者(貸手)                                                                           |                          | 設定する利用権                   |            |          |           |           |              |
|----------------------------|------------------------|------------|-------|----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 住所                         | 氏名                     | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                                                                                      | 氏名                       | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市南区新櫛尾<br>台3丁1番7ー20<br>6号 | 成田 律子                  | 南区櫛尾       | 489-1 | 田        | 152       | 堺市南区櫛尾12<br>22番地1                                                                       | 南 喜樹                     | 使用貸借によ<br>る権利<br>(解除条件付)  | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和7年5月31日 | -         | -            |
|                            |                        |            | 489-5 | 田        | 39        |                                                                                         |                          |                           |            |          |           |           |              |
| 堺市美原区小寺<br>788番地           | 松川 敏弘                  | 北区中村町      | 90    | 田        | 720       | 堺市北区中村町<br>1196番地<br>堺市北区中村町<br>459 番地 レオ<br>ネクスツグランドウ<br>ールS304号<br>堺市東区石原町<br>4丁221番地 | 東谷 和秋<br>東谷 七七三<br>石崎 光代 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和7年5月31日 | -         | -            |
|                            |                        |            | 204   | 田        | 1,375     |                                                                                         |                          |                           |            |          |           |           |              |
| 堺市堺区甲斐町<br>西2丁2番27号        | 株式会社デッ<br>コーボレーショ<br>ン | 西区太平寺      | 35    | 田        | 505       | 大阪府大阪狭山<br>市大野台7丁目1<br>8番10号                                                            | 井上 達夫                    | 使用貸借によ<br>る権利<br>(解除条件付)  | 田とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和7年5月31日 | -         | -            |
|                            |                        |            | 36    | 田        | 591       |                                                                                         |                          |                           | 田とし<br>て利用 |          |           |           |              |
|                            |                        |            | 41-1  | 田        | 410       |                                                                                         |                          |                           | 田とし<br>て利用 |          |           |           |              |
|                            |                        |            | 196   | 田        | 492       |                                                                                         |                          |                           | 畑とし<br>て利用 |          |           |           |              |
|                            |                        |            | 197   | 田        | 677       |                                                                                         |                          |                           | 畑とし<br>て利用 |          |           |           |              |

## 1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)                       |                        |       |      | 利用権を設定する農地 |           |                                               |                                 | 利用権を設定する者(貸手)                               |            | 設定する利用権  |           |           |             |
|---------------------------------------|------------------------|-------|------|------------|-----------|-----------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|------------|----------|-----------|-----------|-------------|
| 住所                                    | 氏名                     | 所在    | 地番   | 現況<br>地目   | 地積<br>(㎡) | 住所                                            | 氏名                              | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項                   | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の<br>支払方法 |
| 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号              | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 西区太平寺 | 175  | 田          | 684       | 堺市堺区向陵東<br>町2丁目6番18号                          | 辻 朋和                            | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>1 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |
|                                       |                        |       | 176  | 田          | 469       |                                               |                                 |                                             |            |          |           |           |             |
| 堺市中区毛穴町<br>218番地1<br>シャーマン鈴の<br>宮103号 | 西野 隆明                  | 西区太平寺 | 175  | 田          | 684       | 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号                      | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社          | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>2 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |
|                                       |                        |       | 176  | 田          | 469       |                                               |                                 |                                             |            |          |           |           |             |
| 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号              | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 中区上之  | 2023 | 畑          | 1,386     | 堺市中区陶器北<br>1520番地<br>大阪府みどり<br>本町2丁目1番8<br>号  | 中舘 幸一<br>一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>3 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |
|                                       |                        |       |      |            |           |                                               |                                 |                                             |            |          |           |           |             |
| 堺市西区浜寺元<br>町5丁目672番地                  | 辻井 元宏                  | 中区上之  | 2025 | 田          | 1,635     | 堺市中区陶器北<br>1508番地1<br>大阪府みどり<br>本町2丁目1番8<br>号 | 石田 泰史<br>一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>3 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |
|                                       |                        |       |      |            |           |                                               |                                 |                                             |            |          |           |           |             |
| 大阪市中央区南<br>本町2丁目1番8<br>号              | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 中区上之  | 2025 | 田          | 1,635     | 堺市中区陶器北<br>1508番地1<br>大阪府みどり<br>本町2丁目1番8<br>号 | 石田 泰史<br>一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社 | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>3 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |
|                                       |                        |       |      |            |           |                                               |                                 |                                             |            |          |           |           |             |
| 堺市中区小阪5<br>87番地                       | 藤原 武平                  | 中区上之  | 2025 | 田          | 1,635     | 大阪府みどり<br>本町2丁目1番8<br>号                       | 一般財団法人<br>大阪府みどり<br>公社          | 使用貸借によ<br>る権利<br>・<br>農地中間管理<br>事業共通事項<br>3 | 畑とし<br>て利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -         | -           |

| 利用権の設定を受ける者(借手)          |                |       | 利用権を設定する農地 |      |       |                    | 利用権を設定する者(貸手)  |                                     |        | 設定する利用権  |           |       |            |  |
|--------------------------|----------------|-------|------------|------|-------|--------------------|----------------|-------------------------------------|--------|----------|-----------|-------|------------|--|
| 住所                       | 氏名             | 所在    | 地番         | 現況地目 | 地積(㎡) | 住所                 | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項                   | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払方法    |  |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号         | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北 | 2093       | 畑    | 820   | 堺市南区和田491番地        | 土師 義晴          | 賃借権による権利・農地中間管理事業共通事項 <sub>4</sub>  | 畑として利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | 9,800 | 毎年度指定口座に振込 |  |
| 堺市中区東山623番地1             | 株本 雅彦          |       |            |      |       | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号   | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                     |        |          |           |       |            |  |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号         | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北 | 2095       | 田    | 2,279 | 神奈川県鎌倉市浄明寺6丁目11番6号 | 藤野 節子          | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sub>3</sub> | 田として利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -     | -          |  |
| 堺市中区小阪587番地              | 藤原 武平          |       |            |      |       | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号   | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                     |        |          |           |       |            |  |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号         | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北 | 2308       | 畑    | 855   | 堺市中区福田1277番地1      | 高瀬 チヨノ         | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 <sub>2</sub> | 畑として利用 | 令和4年6月1日 | 令和9年5月31日 | -     | -          |  |
| 大阪府大阪狭山市大野台6丁目19番14-101号 | 山本 英樹          |       |            |      |       | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号   | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                                     |        |          |           |       |            |  |

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 水利費     | 水利費は転借人が負担する | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備考 |
|---------|--------------|----|
| 水利費     | 水利費は転借人が負担する | —  |

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容          | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 賦課金、水利費 | 賦課金、水利費は転借人が負担する | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-----|
| —          | —                        | —                          | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容          | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 賦課金、水利費 | 賦課金、水利費は転借人が負担する | —   |



## 農地中間管理事業3

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容          | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 賦課金、水利費 | 賦課金、水利費は地権者が負担する | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-----|
| —          | —                        | —                          | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容          | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 賦課金、水利費 | 賦課金、水利費は地権者が負担する | —   |

## 農地中間管理事業4

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 賦課金     | 賦課金は転借人が負担する | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-----|
| —          | —                        | —                          | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 賦課金     | 賦課金は転借人が負担する | —   |

~~~~~


堺市公告第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区神野町二丁1071番9、1071番10、1075番3、1077番2、1077番3、1078番1、1078番2、1080番3及び1080番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深井沢町3339番地

株式会社インフィールド

代表取締役 中野 真哉

~~~~~

## 堺市公告第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市北区長曾根町1664番

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

## 堺市公告第314号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
教職員情報システム運用保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 大阪第一統括ビジネス部  
統括部長 服部 拓  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通関西システムラボラトリ
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥51,818,744－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

## 堺市公告第315号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
堺市教育情報ネットワーク保守管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 西日本社  
社長 山口 和洋  
大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番41号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥52,733,802－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第316号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量

教育情報ネットワークに係わるセンターサーバーハウジング用フルラック賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室

堺市中区深井清水町1426番地

堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社スマートバリュー クラウドイノベーションDivision

DivManager 大脇 正人

大阪府大阪市中央区道修町3丁目6-1 京阪神御堂筋ビル14階

5 随意契約に係る契約金額

¥43,335,600－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

# 堺市公告第317号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市立図書館図書館情報システム機器一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局中央図書館総務課  
堺市堺区大仙中町18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年4月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社  
関西支店長 渡邊 祐史  
大阪府大阪市中央区城見1丁目4番24号

## 5 落札金額

¥4,792,199－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年3月18日

## 上下水道局公告

### 堺市上下水道局公告第88号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1489号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日      |
| 指定期間の末日   | 令和9年5月9日       |
| 事業者の名称    | 有限会社オガタ設備工業    |
| 事業者の住所    | 豊中市庄内西町4丁目5番7号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 植村 将     |
| 事業所の名称    | 有限会社オガタ設備工業    |
| 事業所の所在地   | 豊中市庄内西町4丁目5番7号 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 指 定 番 号   | 第1490号    |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日 |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 指定期間の末日 | 令和9年5月9日        |
| 事業者の名称  | 株式会社キンライサー      |
| 事業者の住所  | 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 森 崇伸      |
| 事業所の名称  | 株式会社キンライサー本社    |
| 事業所の所在地 | 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 指 定 番 号   | 第1491号        |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日     |
| 指定期間の末日   | 令和9年5月9日      |
| 事業者の名称    | 株式会社ダイシン設備    |
| 事業者の住所    | 高石市加茂3丁目9番14号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 西田 慎作   |
| 事業所の名称    | 株式会社ダイシン設備    |
| 事業所の所在地   | 高石市加茂3丁目9番14号 |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指 定 番 号   | 第1492号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年5月9日        |
| 事業者の名称    | 辻元設備工業株式会社      |
| 事業者の住所    | 富田林市錦織東2丁目16番8号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 辻元 和裕     |
| 事業所の名称    | 辻元設備工業株式会社      |
| 事業所の所在地   | 富田林市錦織東2丁目16番8号 |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指 定 番 号   | 第1493号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年5月9日        |
| 事業者の名称    | 株式会社トキト         |
| 事業者の住所    | 堺市中区土師町4丁目5番17号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 時任 隼成     |
| 事業所の名称    | 株式会社トキト         |
| 事業所の所在地   | 堺市中区土師町4丁目5番17号 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 指 定 番 号   | 第1494号    |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年5月10日 |

指定期間の末日 令和9年5月9日  
 事業者の名称 山品 友宏  
 事業者の住所 堺市美原区多治井792番地3  
 事業所の名称 山品住設  
 事業所の所在地 堺市美原区多治井792番地3

指 定 番 号 第1495号  
 指 定 年 月 日 令和4年5月10日  
 指定期間の末日 令和9年5月9日  
 事業者の名称 山川 義行  
 事業者の住所 堺市中区土師町3丁22番24-5号  
 事業所の名称 山水社  
 事業所の所在地 堺市中区土師町3丁22番24-5号

指 定 番 号 第1496号  
 指 定 年 月 日 令和4年5月10日  
 指定期間の末日 令和9年5月9日  
 事業者の名称 株式会社吉村一建設  
 事業者の住所 堺市中区福田578番地6  
 代表者の職氏名 代表取締役 友藤 昭弘  
 事業所の名称 株式会社吉村一建設  
 事業所の所在地 堺市中区福田578番地6

~~~~~

堺市上下水道局公告第89号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1752号
 指 定 年 月 日 令和4年5月10日

指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	株式会社ダイシン設備
事業者の住所	高石市加茂3丁目9番14号
代表者の職氏名	代表取締役 西田 慎作
営業所の名称	株式会社ダイシン設備
営業所の所在地	高石市加茂3丁目9番14号

指 定 番 号	第1753号
指 定 年 月 日	令和4年5月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	有限会社オガタ設備工業
事業者の住所	豊中市庄内西町4丁目5番7号
代表者の職氏名	代表取締役 植村 将
営業所の名称	有限会社オガタ設備工業
営業所の所在地	豊中市庄内西町4丁目5番7号

指 定 番 号	第1754号
指 定 年 月 日	令和4年5月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	辻元設備工業株式会社
事業者の住所	富田林市錦織東2丁目16番8号
代表者の職氏名	代表取締役 辻元 和裕
営業所の名称	辻元設備工業株式会社
営業所の所在地	富田林市錦織東2丁目16番8号